

令和8年度

この手引きは、事業終了まで大切に保存してください。

しんじゆく健康ポイント

SHINJUKU ♥ しんぽ



参加の手引き

● お問い合わせ窓口

事業全般・活動量計等に関することは次の窓口にお問い合わせください。

※本事業はフェリカポケットマーケティング（株）が新宿区からの委託を受けて運営しています。
お電話の際には「新宿区」とお伝えください。

カラダライブコールセンター



0570-077-122

受付時間 平日午前9:00～午後6:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。)

目次

1. SHINJUKU♥しんぽの概要 2P
2. 活動量計の操作 5P
3. データ送信用端末の利用方法 11P
4. パソコン、スマートフォン等の端末による確認方法 14P
5. データ送信用端末のMAP、設置場所 15P
6. 記録証 17P
7. 利用規約 18P

1. SHINJUKU♥しんぽの概要

SHINJUKU♥しんぽは日常生活の中で歩いた歩数に応じてポイントを獲得でき、各ポイント対象期間内に300ポイント貯めると抽選で景品がもらえる取組です。

1日の歩数をチェックしながら、楽しく健康づくりを始めましょう。

(1) 歩数の計測

活動量計を身につけて歩くことで、歩数の計測が行われます。

活動量計で90日間歩数を記録することができますが、電池を取り外すことで、過去の記録が消去されることがあります。

定期的にデータ送信端末で歩数データを送信しましょう。

活動量計の機能や使い方の詳細は、5Pを参照してください。

1日の歩数	ポイント
1,999歩以下	0
2,000～2,999歩	1
3,000～4,999歩	2
5,000～5,999歩	3
6,000～7,999歩	4
8,000～9,999歩	5
10,000歩以上	6



正確に歩数データを記録するために、2週間に一度程度は歩数データを送信しましょう！

75歳以上の方にはポイント対象期間毎にベースポイントとして100ポイントが付与されます。

(2) ポイント対象期間

第1期	6月1日～8月31日	歩数送信 締め切り	9月14日(月)※まで
第2期	9月1日～11月30日	歩数送信 締め切り	12月14日(月)※まで
第3期	12月1日～2月28日	歩数送信 締め切り	3月14日(日)まで

第1期のポイントは9月14日(月)※までに歩数送信しないと獲得できないよ！



※土曜日は、データ送信用端末をご利用できない場合があります。
詳しくは、16Pをご覧ください。

各ポイント対象期間内に貯めたポイントは、各歩数送信締め切りの翌日（土日祝除く）にリセットされます。ご注意ください。

(3) 歩数データの送信

活動量計を区内設置のデータ送信用端末（15-16P参照）にタッチすることで、歩数データを送信することができます。また、歩数データを送信することでポイントが貯まります。

データ送信用端末の機能や使い方については、11-13Pを参照してください。



(4) 自分のデータの確認

区内設置のデータ送信用端末およびお持ちのパソコンやスマートフォンから歩数データや獲得したポイント、歩数ランキング等を確認できます。



(5)景品

各ポイント対象期間内に300ポイント以上貯めると、抽選に自動で参加となります。当選すると、ご自宅に景品が届きます。

なお、当選の発表は、景品の発送をもって代えさせていただきます。

令和8年度の景品一覧

●景品

特賞	選べるカタログギフト	10名様×3期
一般賞A	QUOカード 1,000円券	750名様×3期
一般賞B	新宿区立文化施設ペアチケットセット	10名様×3期

●協賛賞

協賛賞については、区ホームページで公開しています。

右記二次元コード・下記URLから、区ホームページにアクセスできま



https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/kenko01_002203.html



(6)各種手続き

①参加者情報の変更

申込時の参加者情報（住所・電話番号等）に変更があった場合や、退会したい場合は、健康づくり課までご連絡ください。

※参加者情報は景品発送時等に確認します。

②活動量計の紛失、故障

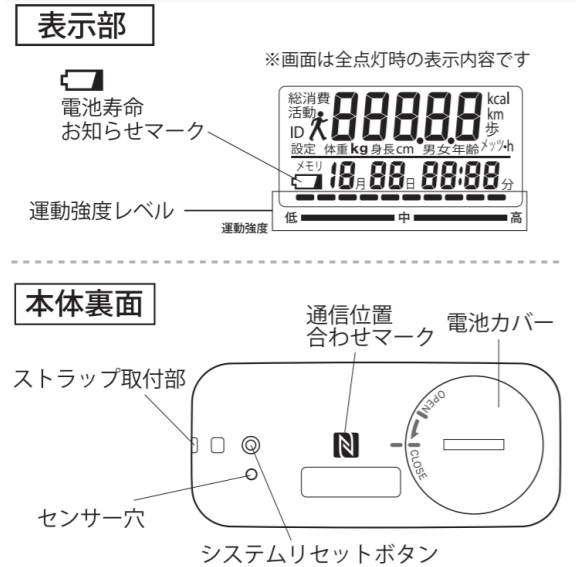
活動量計を紛失または故障した場合は、健康づくり課までご連絡ください。

健康づくり課 健康づくり推進係

TEL : 03-5273-3494 / FAX : 03-5273-3930

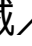
2. 活動量計の操作

■ 本体



■ 電池交換について



「」が点滅／点灯したらすみやかに新しい電池と交換してください。

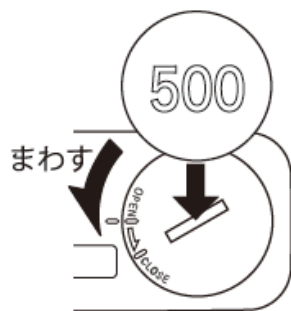
重要

- ・必ず新しい電池と交換してください。
- ・深夜0:00をはさんで電池を交換しないでください。
電池は必ず活動前（歩数計測前）に交換してください。
（電池を外した日、電池を入れた日は同じ日として扱われます）

■ 電池交換の手順について

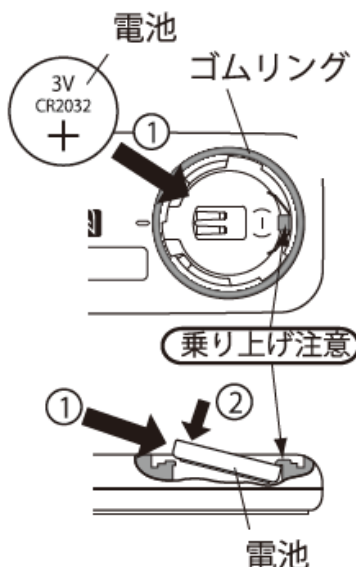
1. 電池カバーをあける

電池カバーの溝に、コインなどを差し込み左に回転させて電池カバーを外します。本体ケースの位置マークと電池カバーのOPENマークを合わせます。



2. 電池を入れる

- ① 電池(CR2032)のプラス極(+)を上にして矢印の方向から斜めに差し込みます。
- ② 電池が固定される位置まで押してください。



3. 電池カバーを閉める

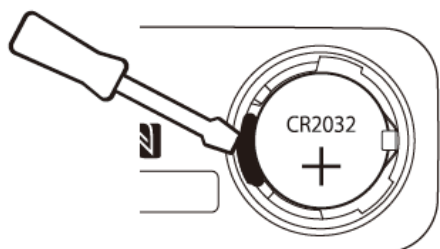
ゴムリングが溝にきちんと入っているのを確認してください。本体ケースの位置マークと電池カバーのOPENマークを合わせます。電池カバーを右に回転させて本体ケースの位置マークと電池カバーのCLOSEマークを合わせます。



使用電池はリチウム電池『CR2032』になります

● 電池の外し方

電池カバーを開け市販の小型マイナスドライバーなどを図の溝に入れて外してください。この状態で内部の接点などに手で触れないようにご注意ください。



電池を取り外すと、時刻は「0:00」に戻ります。

9Pの「⑧西暦→月→日→時→分 の設定」より時刻を設定してください

■ 初期設定について

① 初期設定開始



表示/設定ボタン

「表示/設定」ボタンを長押しして、体重部分が点滅していることを確認してください

② 体重設定



表示/設定ボタン

▲または▼ボタンを押して、体重をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。正確に登録する必要はありませんので、直近計測した数値を登録してください。

③ 身長設定



▲または▼ボタンを押して、身長をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。正確に登録する必要はありませんので、直近計測した数値を登録してください。

④ 性別設定



▲または▼ボタンを押して、性別をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。

■ 初期設定について

⑤ 年齢設定



▲または▼ボタンを押して、年齢をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。

⑥ メッツ



▲または▼ボタンを押して、数字をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。設定したメッツ値以上の運動強度で歩いた歩数が速歩数、速歩時間として換算されます。

※初期値4.0メッツ

メッツとは？

メッツ / METs (めつつ)

身体活動の強度を表し、安静座位時を1.0メッツとし、その何倍のエネルギーを消費するかという指標

3.0メッツ…普通歩行

4.3メッツ…やや速歩

5.0メッツ…かなり速歩

⑦ 速歩目標時間

速歩きで歩く目標時間（分）を設定できます。

ここで登録した目標時間（分）は活動量計の右下に表示されます



▲または▼ボタンを押して、数字をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。

※初期値は15分

⑧西暦→月→日→時→分 の設定



▲または▼ボタンを押して、数字をあわせて、そのあとに「表示/設定」ボタンを押してください。

最後に「ホーム/クリア」ボタンを押して設定完了です。

おつかれさまです！設定を最初からやり直す場合は「表示/設定」ボタンを長押ししてください。

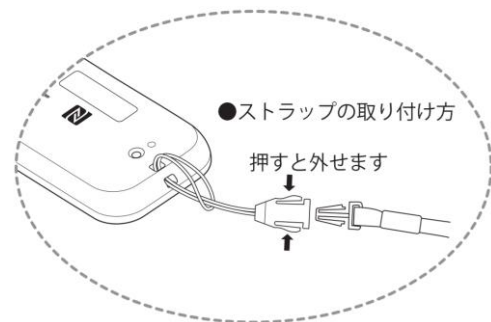
■ その他

- ・ご家族やご友人と参加される方

ご自分の物だとわかるように、活動量計の裏にシールを貼る等印を付けてください。



- ・付属のストラップ取り付け



■ 過去のデータの表示

過去14日分のデータを表示できます。



- ▲ボタンと▼ボタンで表示日の変更が可能です。



- 表示/設定ボタンを短く押すと、表示されているデータの種類を切り替えられます。

当日→1日前→2日前…14日前



- ホーム/クリアボタンを短く押すことで、通常の画面に戻ります。また、表示/設定ボタンを長押しすると設定変更モードに切り替わってしまうので、その時はもう一度ホーム/クリアボタンを短く押してください。

■ その他の活動量計の機能

歩数の表示以外に消費カロリーや身体活動量、脚筋力年代の表示等があります。詳細は活動量計の箱の中にある、取扱説明書をご確認ください。

※SHINJUKU♥しんぽでは歩数の数値以外は、ポイント獲得に関係ありません。

3. データ送信用端末の利用方法

データ送信用端末でできること

活動量計をデータ送信用端末にタッチすることで以下の機能がご利用いただけます。



データ送信用端末

- 歩数のデータ送信
- 歩数カレンダーの表示
- 歩数グラフの表示
- ポイント履歴の閲覧
- 歩数ランキングの閲覧
- バーチャルウォーキングの実施
- スタンプラリーの実施

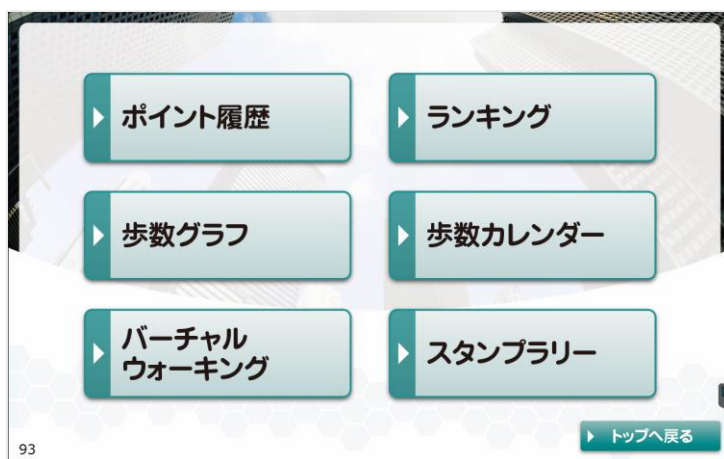
トップ画面



活動量計をタッチすると
データ送信完了



メニュー画面に遷移します
利用したいメニューをタッチしてください



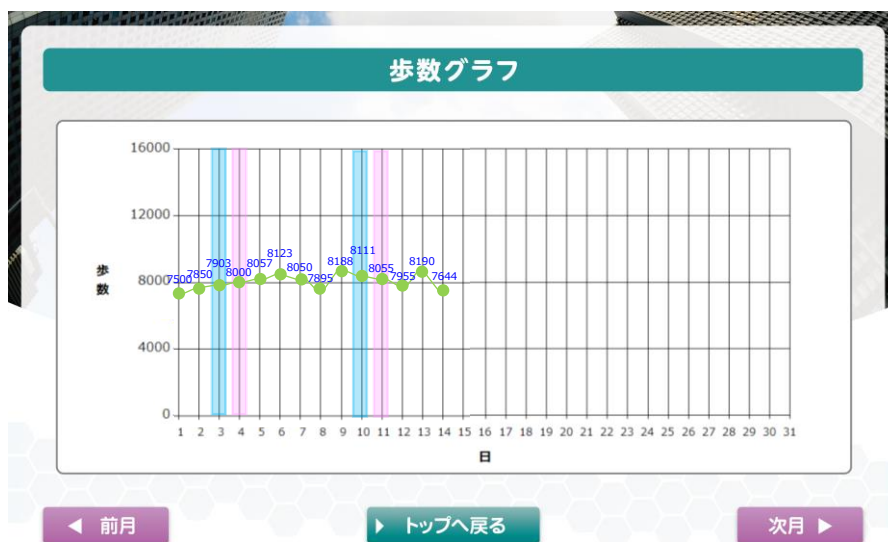
▶ 歩数カレンダー

日毎の歩数をカレンダーで表示します。



▶ 歩数グラフ

日毎の歩数をグラフで表示します。



▶ ポイント履歴

ポイントの履歴を表示します。

ポイント履歴		250ポイント
日付	名称	ポイント
2021-12-14	歩数	4ポイント付与
2021-12-13	歩数	5ポイント付与
2021-12-12	歩数	4ポイント付与
2021-12-11	歩数	5ポイント付与
2021-12-10	歩数	5ポイント付与
2021-12-09	歩数	5ポイント付与

◀ 前へ 1/7 次へ ▶ トップへ戻る

▶ ランキング

月毎の歩数を集計したランキングを表示します。

2021年6月のランキング
あなたの順位: 62位

1位 おさてつ	154165歩	11位 ひよこ	52100歩	21位 名前なしさん	7054歩
2位 とはとん	145364歩	12位 名前なしさん	44198歩	22位 チルト	3895歩
3位 はらはら	121127歩	13位 ほかへん	31687歩	23位 ROSE	3654歩
4位 マツイ	968651歩	14位 とむい	28579歩	24位 ひよりん	1779歩
5位 みかん	838356歩	15位 もちづき	23512歩	25位 クッキー	1202歩
6位 みんだん	789674歩	16位 quo	23416歩	26位 名前なしさん	980歩
7位 ヤマダ	78030歩	17位 かしわもち	13540歩	27位 安室ちゃん	859歩
8位 ておとん	72112歩	18位 かたやたはら	13120歩	28位 コナン	732歩
9位 名前なしさん	66850歩	19位 シオバラ	10780歩	29位 名前なしさん	510歩
10位 アユミ	57406歩	20位 ハーバー	8282歩	30位 フェリボク	321歩

前へ トップへ戻る 次へ

▶ バーチャルウォーキング

バーチャルウォーキングコースを表示します。

バーチャルウォーキング

②御座石神社と田沢湖 (秋田県)
237500歩地点



現在の位置

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

いままでの歩数 : 313641歩 トップへ戻る

68

▶ スタンプラリー

スタンプの獲得状況を表示します。

スタンプラリー

施設名	住所	スタンプ
新宿区役所本庁舎	歌舞伎町1-4-1	済
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	
西新宿シニア活動館	西新宿4-8-35	

四谷 筆筈 榎町 若松町 大久保
戸塚 落合第一 落合第二 柏木 角筈・区役所

92 トップへ戻る

4. パソコン、スマートフォン等の端末による確認方法

歩数データや体重などの日々の健康記録、ポイントなどをパソコン、スマートフォン等の端末から確認することが可能です。

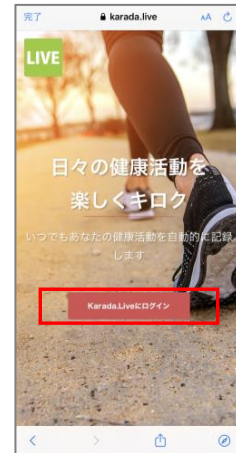
ログイン方法

- ① 右記二次元コード・下記URLから、ユーザー画面へアクセスします。

<https://karada.live/>



- ② Karada.Liveのトップ画面へうつったら、「Karada.Liveにログイン」を押します。

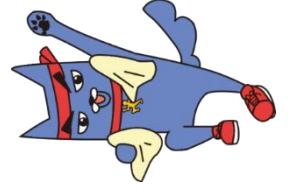


- ③ ログイン画面にうつるので、活動量計の箱に貼られているIDとパスワードを入力し、「ログイン」を押します。

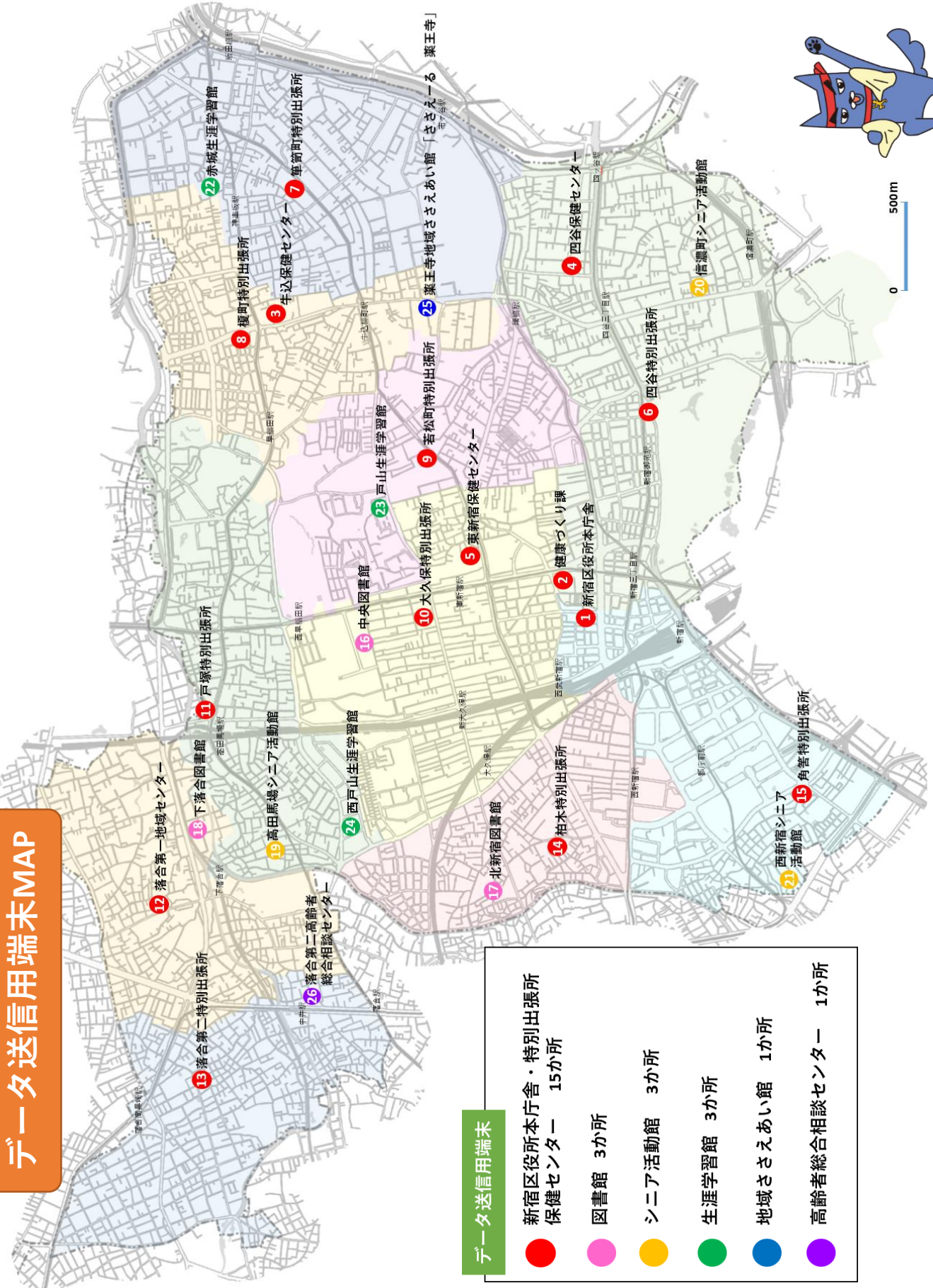


5. データ送信信用端末のMAP、設置場所

ホームページからもご確認いただけます。
<https://shinjuku.karada.live/shoplist/>



0 500m



データ送信信用端末MAP

- データ送信信用端末
- 新宿区役所本庁舎・特別出張所 15か所
 - 保健センター 3か所
 - 図書館 3か所
 - シニア活動館 3か所
 - 生涯学習館 3か所
 - 地域ささえあい館 1か所
 - 高齢者総合相談センター 1か所

データ送信用端末 設置一覧

No	施設名	所在地	設置フロア	利用日・時間※ ¹
1	新宿区役所本庁舎	歌舞伎町1-4-1	1階	午前8時30分～午後5時(平日)
2	健康づくり課	新宿5-18-14 新宿北西ビル5階	5階	午前8時30分～午後5時(平日)
3	牛込保健センター	弁天町50	6階	午前8時30分～午後5時(平日)
4	四谷保健センター	四谷三栄町10-16	4階	午前8時30分～午後5時(平日)
5	東新宿保健センター	新宿7-26-4	1階	午前8時30分～午後5時(平日)
6	四谷特別出張所	内藤町87	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
7	笹笥特別出張所	笹笥町15	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
8	榎町特別出張所	早稲田町85	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
9	若松町特別出張所	若松町12-6	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
10	大久保特別出張所	大久保2-12-7	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
11	戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
12	落合第一地域センター	下落合4-6-7	3階	午前9時～午後9時45分(全日)
13	落合第二特別出張所	中落合4-17-13	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
14	柏木特別出張所	北新宿2-3-7	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
15	角筈特別出張所	西新宿4-33-7	1階	午前9時～午後9時45分(全日) ※ ²
16	中央図書館	大久保3-1-1	1階	午前9時～午後9時45分 日曜日・祝休日は午後6時まで(火～日)
17	北新宿図書館	北新宿3-20-2	1階	午前9時～午後7時 土曜日・日曜日・祝休日は午後6時まで (月・水～日)
18	下落合図書館	下落合1-9-8	1階	午前9時～午後9時45分 日曜日・祝休日は午後6時まで(月・水～日)
19	高田馬場シニア活動館	高田馬場3-39-29	1階	午前9時から午後6時(全日)
20	信濃町シニア活動館	信濃町20	3階	午前9時から午後6時(全日)
21	西新宿シニア活動館	西新宿4-8-35	1階	午前9時から午後6時(全日)
22	赤城生涯学習館	赤城元町1-3	1階	午前9時から午後9時45分(全日)
23	戸山生涯学習館	戸山2-11-101	1階	午前9時から午後9時45分(全日)
24	西戸山生涯学習館	百人町4-7-1	※ ³	午前9時から午後9時45分(全日)
25	薬王寺地域ささえあい館 「ささえーる 薬王寺」	市谷薬王寺町20-40	2階	午前9時から午後9時(全日)
26	落合第二高齢者総合 相談センター	上落合2-22-19 キャンパスエール上落合	2階	午前9時から午後5時30分(月～土)

※¹ 各施設休館日はご利用できません。

※² 特別出張所の窓口が終了した後でも、データ送信用端末はご利用いただけます。

※³ 西戸山生涯学習館のデータ送信用端末設置場所は、1階と2階の間の踊り場です。

6. 記録証

SHINJUKU♥しんぼ 記録証

令和○年度第○期 (○月○日～○月○日)

新宿 太郎 様
発行日 令和○年○月○日



総歩数 **642022歩** 第**1056位** (3,825人中)
 総獲得ポイント **322pt** 第**1181位** (3,825人中)
 ウォーキングポイント **322pt** 第**1097位** (3,825人中)
 ベースポイント **0pt**

令和○年		○		月		
月間記録		196651歩		102pt		
日	月	火	水	木	金	土
			1日	2日	3日	4日
			7321	7975	1243	4929
			4	4	0	2
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
4736	4521	8317	5836	9012	10507	3040
2	2	5	3	5	6	2
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
3231	6519	8011	5187	10173	3192	1776
2	4	5	3	6	2	0
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
5316	8686	6949	8291	903	21027	9025
3	5	4	5	0	6	5
26日	27日	28日	29日	30日		
5072	4767	6716	8894	5479		
3	2	4	5	3		

令和○年		○		月		
月間記録		233927歩		116pt		
日	月	火	水	木	金	土
					1日	2日
					6349	6079
					4	4
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
18993	5462	4671	8230	8688	8049	4804
6	3	2	5	5	5	2
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
6256	4120	4977	8462	10897	4698	4973
4	2	2	5	6	2	2
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
8662	4976	6668	5823	8699	15104	15307
5	2	4	3	5	6	6
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
12098	5176	6318	1129	4906	12893	1096
6	3	4	0	2	6	0
31日						
9364						
5						

令和○年		○		月			
月間記録		211444歩		104pt			
日	月	火	水	木	金	土	
		1日	2日	3日	4日	5日	6日
		10168	6158	4992	3914	8781	11868
		6	4	2	2	5	6
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	
7420	5469	6652	5126	4719	5314	1018	
4	3	4	3	2	3	0	
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	
2548	5975	7320	10174	6468	11669	21037	
1	3	4	6	4	6	6	
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	
2783	3738	3661	7791	6477	19679	1667	
1	2	2	4	4	6	0	
28日	29日	30日					
3088	7122	8648					
2	4	5					

あなたは令和○年度第○期の「SHINJUKU♥しんぼ」において、標記のとおりポイントを獲得したことを証します。

新宿区長 吉住 健一

※イメージ

各ポイント対象期間の歩数や獲得ポイントを記録した「記録証」を、景品当選者は景品に同封してお送りしています。

当選しなかった方で記録証の交付を希望する場合は、次の受付日以後に**健康づくり課の窓口**までお越しください。

※特別出張所や保健センターでは受付していません。

【記録証受付日】

第1期：令和8年10月 1日（木）～

第2期：令和9年 1月 4日（月）～

第3期：令和9年 3月23日（火）～

7. 利用規約

新宿区健康ポイント事業利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、「新宿区健康ポイント事業」において提供する全てのサービス（以下「本サービス」をいいます。）について、本サービスの参加者（以下「参加者」といいます。）が使用する際の条件を記したものです。参加者は、あらかじめ本規約に同意した上で本サービスを利用するものとします。

なお、本規約は、第16条に基づき改訂することがあります。本サービスを利用する際は、最新の
本規約を参照してください。

（参加条件）

第1条 参加者は、本規約に同意する者でなければなりません。

2 第6条により区から本サービス専用の活動量計（以下「活動量計」といいます。）の配付を受ける参加者は、前項に定めるもののほか次に掲げる条件を全て満たしている者でなければなりません。

(1)新宿区（以下「区」といいます。）に住民登録があること。

(2)参加申込みを行う年の4月1日現在において満18歳以上であること。

3 既に参加者となっている者は、追加で第3条の参加申込みをすることはできません。

（利用条件）

第2条 本サービスのうち、新宿区健康ポイントアプリ（以下「アプリ」といいます。）を利用する参加者又は第7条第2項に定めるポイントの確認を指定のホームページから行う参加者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態にする必要があります。また、参加者自身の費用と責任において、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします（アプリのダウンロードやバージョンアップ、利用、正常に動作しないことによる再設定等により発生するパケット通信料を含みます。）。

（参加申込み）

第3条 参加申込みは、歩数を測定する手段により、次のいずれかの方法で行うものとします。

(1)アプリによる場合、アプリのダウンロード及び利用登録

(2)活動量計による場合、区の指定する申込用紙及びアンケートの提出

2 前項第2号による活動量計の参加申込みは、参加しようとする本人又は同居の家族のみ行うことができるものとします。

（参加資格の取消し）

第4条 区は、参加者が本サービスの参加条件を満たさなくなった場合、参加申込時の登録又は記載事項に虚偽があった場合、本サービスに参加してから1年間歩数データを収集できない場合、その他参加者として不適切と判断した場合、参加者に事前に通知することなく、その裁量により、参加者に対し本サービスの利用停止又は参加を取消することができるものとします。また、活動量計参加者については活動量計の返却を求めることができるものとします。

2 区並びに区が本サービスの提供に当たり業務委託する事業者及び当該事業者から一部業務の再委託を受ける事業者（以下「運営者」といいます。）は、前項により参加者に発生した損害、不利益について、一切賠償する義務を負わないものとします。

(参加者の退会)

第5条 参加者は、本サービスからの退会を希望する場合、アプリの場合はアプリ内で退会の手続きを、活動量計の場合は区の指定する退会届出用紙の提出及び活動量計の返却を行うものとします。

(活動量計の配付・管理)

第6条 活動量計は、原則として第3条第2号の申込みの際に区から直接配付します。

2 配付した活動量計を第三者へ貸与、譲渡、販売、質入れその他の担保とすることは禁止します。

3 配付した活動量計が故障、破損、汚損、棄損した場合、運営者による修理や再配付は行いません。参加の継続を希望する場合、アプリへの切り替え、又は区に届け出た上で自らの費用による修理若しくは活動量計の購入が必要となります。

(歩数データの測定・収集・確認及びポイントの獲得)

第7条 スマートフォンにより測定した歩数データは、測定した日から30日以内にアプリを起動することで収集され、1日当たりの歩数に基づきポイントを獲得します。30日を超えて、アプリを起動した場合は歩数データを収集できない場合があります。歩数データ及び獲得したポイントは、アプリで確認することができます。

2 活動量計により測定した歩数データは、測定した日から90日以内に、区が設置するデータ送信端末（以下「データ送信端末」）に活動量計をかざすことで収集され、1日当たりの歩数に基づきポイントが付与されます。90日を超えたデータは順次消去されます。活動量計により測定した歩数データ及び付与されたポイントは、データ送信端末又は指定のホームページで確認することができます。

3 ポイントの対象期間（以下「対象期間」といいます。）は運営者が定めるものとします。システムの都合により対象期間以外にもポイントが付きますが、これは無効とします。

(ポイントの管理)

第8条 参加者は、保有するポイントを他の参加者に譲渡することや、参加者間でポイントを共有することはできません。

2 ポイントの有効期限は、前条第3項により運営者が定めたポイントの対象期間にポイントを獲得した日から当該対象期間に対応する抽選日までです。

3 区は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、参加者に事前に通知することなく、参加者が保有するポイントの全部又は一部を取り消すことができます。

(1)違法又は不正行為があった場合

(2)本規約その他運営者が定めるルール等に違反があった場合

(3)その他区がポイントを取り消すことが適当と判断した場合

4 運営者は、取消し又は消滅したポイントについて、何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

(景品)

第9条 区は、次に掲げる条件を全て満たしている参加者を対象として抽選を行い、景品及び協賛賞（以下「景品等」といいます。）を送付します。

(1)区に住民登録があること。

(2)参加申込みを行う年の4月1日現在において満18歳以上であること。

(3)対象期間中に300ポイントを獲得すること。

2 景品等を返品・交換することはできません。

3 景品等の発送は原則一度限りとし、再送は行いません。

4 区は、区に返送された景品等について、次に掲げる場合には、その裁量により当選の権利を取消すことができるものとします。

(1)当選者との連絡がつかない又は連絡がついてから3か月以上受領がないとき。

(2)景品等の消費期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第七号に規定する消費期限をいう。）、賞味期限（食品表示基準第二条第八号に規定する賞味期限をいう。）その他の使用期限が到来した時。

5 景品等の受領又は使用の結果発生した損害について、運営者は責任を負いません。

(アンケートへの協力)

第10条 参加者は、第3条第2号のアンケートのほか、運営者が本サービスに係り実施するアンケートに協力するよう努めるものとします。

(個人情報の収集・利用・提供・消去等)

第11条 参加者は、本サービスを受けるのに当たって、運営者に対し次の情報を提供するものとします。ただし、アプリによる参加者で、第9条第1項の抽選に参加しない者はこの限りではありません。

(1)氏名

(2)生年月日

(3)性別

(4)住所

(5)電話番号

(6)メールアドレス

2 参加者は、前項で提供した情報に変更があったときは、速やかに区宛て変更後の情報を提供するものとします。運営者は、この提供により参加者に発生した損害、不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

3 参加者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める情報を提供することで、本サービスで測定した歩数による消費カロリー及びBMIを確認することができます。

(1)身長

(2)体重

4 前3項により提供された情報、第3条第2号及び第10条によるアンケートの回答、第7条による歩数及びポイントその他本サービスにより収集される情報及びデータは、全て区に帰属し、区の監督の下、運営者が管理します。

5 運営者は、本サービスで得た個人情報を、本サービスに関する参加資格確認、通知、連絡、アンケート調査、景品等の発送及び東京都のインセンティブ付与申請の審査に利用させていただく場合があります。

6 運営者は、本サービスで取得した個人情報を、前項の用途以外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させることはありません。

7 運営者は、本サービスから得た情報及びデータを、個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。

8 運営者は、本サービスが終了する場合、区が第4条第1項による参加資格の取消しを行った場合、又は参加者が第5条の退会を行った場合には、速やかに、業務を行うために区から提供され、又は運営者が収集し、若しくは作成した当該参加者に関する個人情報が記録された資料等を区に返還し、又は引き渡し、運営者が業務を行うに当たり運営者の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去します。

(著作権、財産権その他の権利)

第12条 本サービスに含まれるコンテンツ及び個々の情報、商標、画像、デザイン等に関する著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の財産権は、全て運営者又は正当な権利者に帰属しています。

2 参加者は、本サービスの著作権等を侵害することはできません。したがって、運営者は、本規約に従ってのみ、参加者の使用を許諾いたします。また、本サービスの全部又は一部を修正、改造し、これらに基づいて二次的著作物を創作することはできません。

3 本規約に定めのない事項については、著作権法その他の知的財産保護に関する法律が適用されます。

4 違反行為については、その違反行為を運営者が差し止める権利及び当該違反行為によって得た利益相当額を運営者の損害賠償額として請求できることとします。

(免責事項)

第13条 本サービスは、参加者自身の責任において利用していただきます。また、以下の各号に掲げる事項にあらかじめ了承をするものとします。

(1)運営者は、掲示された情報等については、いかなる保証もいたしません。また、掲示情報等によって参加者に生じた損害や参加者等同士のトラブル等について、一切の補償及び関与をいたしません。

(2)運営者は、本サービスからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もいたしません。

(3)運営者は、参加者が本サービスを使用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負いません。また、本サービスが、いかなる参加者の使用環境の下でも正確に動作しうる旨の保証はいたしません。

2 前項及び本規約における、運営者の責任を免責する規定は、運営者が民法上責任を負うべき場合は、通常生ずべき損害（逸失利益等を除くものとします）の範囲で責任を負うものと読み替えるものとします。

3 前項及び本規約における、運営者の責任を免責し、または責任を制限する規定は、運営者に故意または重過失があったときについては、その規定を適用しないものとします。

(有効期限)

第14条 本規約は、本サービスの運営が終了するまで有効です。

2 参加者は、本規約に基づいて本サービスを利用できますが、参加者が本サービスの取扱いについて、著作権法その他の法令又は本規約の内容に違反したときは、運営者からの通知無く、利用を禁止するものとします。

(本サービスの運営変更・追加・停止・終了)

第15条 運営者は、都合により、特段の通知・承諾なく、本サービスの全部又は一部の内容若しくは仕様の変更又は追加を行うことができます。また、災害、事故その他緊急事態が発生した場合は、本サービスの全部または一部を停止する場合があります。なお、事前の通知なく本サービスの内容等を変更、停止等したことにより、参加者又は第三者が損害を受けたとしても、運営者は一切の責任を負いません。

2 運営者は、1か月以上前の通知により本サービスの全部又は一部を終了することができます。

(規約の改訂)

第16条 区は、参加者に同意を得る場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約を改訂できるものとします。

(1)本規約の改訂が、参加者の一般の利益に適合するとき

(2)本規約の改訂が、本規約に基づく本契約の目的に反せず、かつ、改訂の必要性、改訂後の内容の相当性、改訂の内容その他の改訂に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 本規約を改訂する場合、改訂後の規約を新宿区公式ホームページに掲示することで、改訂日より発効するものとします。

3 改訂に係る参加者への通知は、アプリ又はデータ送信端末のお知らせ機能により行います。

(一般事項)

第17条 本規約は、日本法の適用を受け、日本法に基づき解釈されるものとします。また、本規約に関わる紛争の第一審の専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

(その他)

第18条 参加者は、本規約に定めのない事項について、別途区条例、規則、要綱その他区の定めるところに従うものとします。

附則

本規約は、平成30年8月27日から実施します。

本規約は、平成31年1月31日から実施します。

本規約は、令和元年5月5日から実施します。

本規約は、令和3年5月17日から実施します。

本規約は、令和5年4月1日から実施します。

本規約は、令和6年5月1日から実施します。

本規約は、令和7年5月1日から実施します。

本規約は、令和7年11月1日から実施します。

本規約は、令和8年5月1日から実施します。



新宿区 健康部 健康づくり課 健康づくり推進係

新宿区新宿五丁目18番14号 新宿北西ビル5階

TEL : 03-5273-3494 / FAX : 03-5273-3930